

<問題1>

次の中から、誤っているものを一つ選びなさい。

1. 1994年3月末、東西冷戦の終結に伴い旧共産圏諸国に対する戦略物資統制のためのココムは、解散した。
2. ココム解散後、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器及び関連汎用品・技術の過度の移転と蓄積の防止という新たな国際社会の課題に対応した輸出管理体制設立の必要性が強く認識され、旧ココム参加国を中心に協議が行なわれた。
3. 1995年12月、新たな輸出管理体制は、その設立について関係国間で政治的な申し合わせが行われ、協議が行われたオランダのワッセナー市にちなみ「ワッセナー・アレンジメント(WA)」と呼ばれる。その後、1996年7月の設立総会をもって正式に発足した。
4. ワッセナー・アレンジメント(WA)とは、法的拘束力を有する国際的な輸出管理体制であり、通常兵器及び機微な関連汎用品・技術の供給能力を有し、かつ不拡散のために努力する意志を有する加盟国による条約である。
5. ココムがその規制対象を旧共産圏に限定していたのに対し、ワッセナー・アレンジメント(WA)では特定の対象国・地域に的を絞ることなくすべての国家・地域及びテロリスト等の非国家主体を規制対象としている。

<問題2>

次の記述の中で、誤っているものをすべて列挙したものを一つ選びなさい。

- A 在日米軍基地に基地内で使用する輸出令別表第1に該当する設備及びこれに係る外為令別表に該当する技術資料を納入する場合、どのような場合でも許可の対象外である。
- B 本邦法人の外国にある支店は、非居住者として扱われるが、出張所は居住者として扱われる。
- C 2年以上スペインに滞在する目的で出国し、スペインで生活しているが、まだ2年経過していない本邦人は居住者として扱う。
- D 4年間フランスの大学に留学する予定で出国し、途中スイスに1週間滞在している本邦人は居住者として扱われる。
- E ドイツ企業Xとの技術提携契約に基づき、同社の技術課長A氏を自社の横浜の研修施設に研修生として受け入れる。役務取引許可を申請しなくてもいいように、A氏が居住者となる6ヶ月を経過してからリスト規制該当の技術を教えることとし、その間はリスト規制非該当の技術を教えるカリキュラムを立てた。

1. A・B・C・D
2. A・B・C・D・E
3. A・C・E
4. B・C・D
5. B・C・D・E

<問題3>

無償告示に関する次の記述のうち、無償告示が適用できる正しい記述を組み合わせたものを一つ選びなさい。なお、以下の貨物は、すべて外為法第48条第1項の規定に基づく許可の対象であるものとする。ただし、輸出令別表第1の1の項に該当するものではない。

- A 中華人民共和国の展示会に出品する目的で無償で輸出される貨物。この貨物は展示会終了後、日本に返送される。
- B シンガポールに輸出した装置が故障したため、故障した部品と同じ代替品を輸出する。故障した部品は後日返送してもらう。
- C インドネシアに輸出した装置が故障したため日本に戻され、修理後、当該貨物の本邦への輸出者であるインドネシアの元の会社に再輸出するもので、有償修理の場合。なお、修理した貨物は、当初本邦から輸出したときの仕様から変更はない。
- D 自己使用で、市販されていない暗号機能を組み込んだ輸出令別表第1の9の項(7)に該当するパソコンを携帯して、1ヶ月の予定で出張するために出国し、サウジアラビアで建設中の石油精製プラントを視察後、そのパソコンを日本に持ち帰る場合。
- E イラクに輸出する化学品の入った運搬用の通い容器で、内容物の化学品を納入後に空容器として戻されるもの。なお、この設問においては内容物である化学品に関しては該非等も含め一切考慮しないものとする。

1. A・C
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題4>

輸出管理内部規程の整備に関する対応として、正しい説明を組み合わせたものを一つ選びなさい。

- A 輸出管理内部規程に関する外為法等遵守事項の取引審査では、最終判断権者は取締役又は執行役若しくは執行役員（ただし、会社以外にあってはそれに相当する者）がなることが求められている。
- B 輸出管理内部規程を新たに届け出る場合は、①「輸出管理内部規程」、②「輸出管理内部規程の届出について」、③「輸出管理内部規程総括表」を揃えて提出する。「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」については毎年7月に提出するので、新規届出の場合でも不要である。
- C 管理体制を整備し、不定期であっても監査を実施することが求められている。
- D 子会社及び関連会社に対し適切な指導をすることが求められている。
- E 事実を正確に記載した文書を保存しなければならず、かつ、原紙で保存することが求められている。

- 1. A・B
- 2. A・D
- 3. B・C
- 4. C・D
- 5. D・E

<問題5>

キャッチオール規制に係る取引審査の説明について、適切なものはどれか。次の中から一つ選びなさい。なお、前提条件は次のとおりとする。

- ①輸出者は、大阪の貿易会社で、インフォーム要件には該当しないものとする。
- ②法的側面のみ考慮し、自主管理の観点は含めないものとする。
- ③貨物の場合は、輸出令別表第1の16の項に、技術の場合は、外為令別表の16の項に該当するものとする。

1. パキスタンの企業から同国を仕向地とするステンレス製パイプの引合いを受けた。当該企業（需要者でもある）は民間企業であり、今後新規参入を計画している殺虫剤の製造に当該貨物を用いるとの連絡を営業部門が受けている。当該貨物が核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為のために用いられることとなることから、輸出許可を取得することとする。
2. 中華人民共和国の企業から同国を仕向地とする遠心分離器（懸念貨物例に掲載）の引合いを受けた。当該企業（需要者でもある）は、外国ユーザリストに掲載されている。懸念貨物例に掲載された貨物を外国ユーザリスト掲載企業に輸出する場合には必ず許可を要するため、輸出許可を取得することとする。
3. 国連武器禁輸国であるソマリアの企業から同国を仕向地とする鋼材の引合いを受けた。当該企業（需要者でもある）は小型の各種銃砲の製造を事業として展開する民間企業である。当該貨物に関しては銃砲のうち空気銃の製造のために用いられること、かつ、製造される空気銃がスポーツ用であることが引合書類に記載されていた。そこで、当該記載内容の真偽を確認するため営業部門から当該企業に照会した。その結果、引合書類と同じ内容の連絡を受けたので、輸出許可の取得は不要とすることとする。
4. インドの企業から圧力容器設計用のCADプログラムの引合いを受けた。当該企業（取引の相手方、かつ、利用する者でもある）からの依頼により当該プログラムの引き渡しは、別の目的で英国を訪問する当該企業のエンジニアに対し、現地で行うこととなっている。本審査案件は特定技術を英国において提供することを目的とする取引にあたり、キャッチオール規制の規制対象地域における技術提供ではない。したがって、用途・需要者は全く考慮する必要はなく、特段の問題点は認められないものとして処理する。
5. マレーシアの企業から同国を仕向地とする業務用ミシンの引合いを受けた。当該企業（需要者でもある）は民間企業であるが、当該貨物が防弾チョッキの縫製に用いられることが引合書類に記載されていた。通常兵器キャッチオール規制の用途要件に該当することから、輸出許可を取得することとする。

<問題6>

次に示す輸出令第4条第1項第三号からの抜粋を読み、設問に答えなさい。

(参照条文・抜粋)

- イ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
- ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
- ハ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。ニ及び次号において同じ。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。
- ニ その貨物が別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

(※注)

核兵器等：核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの
開発等：開発、製造、使用又は貯蔵

上記に係る説明で誤っているものを一つ選びなさい。

1. 「核兵器等」のうち「軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置」は、「化学兵器又は生物兵器」を意味する。
2. 「核兵器等」のうち「これらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」には大量破壊兵器を運搬する専用のロケット又は無人航空機はもとより、大量破壊兵器を運搬することができる汎用のロケット又は無人航空機も含まれる。
3. 上記イにおける「経済産業省令で定めるとき」とは、核兵器等開発等省令で定めるものをいう。
4. 上記ハにおける「経済産業省令で定めるとき」とは、通常兵器開発等省令で定めるものをいう。
5. 上記ロ及びニにおける「通知を受けたとき」は、税関への輸出申告までに、経済産業大臣の許可の申請をすべき旨の「通知」が輸出者に到達した場合に、本規定に該当することとなる。

<問題7>

包括許可要領の別紙1の左欄に掲げられている一般包括輸出許可の条件について、次の中から誤っているものを一つ選びなさい。

1. 輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確實に実施すること。
2. 一般包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。
3. 輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、3か月以内に経済産業大臣に報告すること。
4. 一般包括輸出許可の範囲の輸出をしようとする場合であって、その輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。
5. 一般包括輸出許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可要領の改正に伴い変更されることがある。

<問題8>

英国の防衛産業企業から、輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路100個を総価額300万円で受注した。当該集積回路は戦車の電子回路部分に使用される。当該集積回路について一般包括輸出許可を適用して輸出する場合、「税関における包括許可の確認方法について(お知らせ)」に基づき、税関がインボイスにおいて確認すべき事項はどれか。次の中から一つ選びなさい。

1. 個数及び総価額
2. 輸出令別表第1の項及び番号並びに貨物等省令の該当規定
3. 需要者、仕向地及び用途
4. 一般包括輸出許可証の許可番号及び有効期限
5. 経済産業大臣への報告日又は報告予定日

<問題9>

包括許可の要件について、次の中から誤っている説明を一つ選びなさい。

1. 特定包括役務取引許可の要件の一つとして、「安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。）を受けているものであること。」が規定されている。
2. 特別返品等包括役務取引許可の要件の一つとして、「申請者が、特別返品等包括役務取引許可に関する運用体制について、特別返品等包括役務取引許可に関する十分な知識を持った者を管理責任者とした体制とすることが見込まれること。」が規定されている。
3. 特定包括輸出許可の要件の一つとして、「申請者と輸入者（買主及び荷受人をいう。）及び需要者（輸出された貨物を費消し、又は加工する者をいう。）との間で継続的な取引関係を有すること。」が規定されている。
4. 特別返品等包括輸出許可の要件の一つとして、「申請に先立ち、その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講しているものでなければならない。」と規定されている。
5. 特定子会社包括輸出許可の要件の一つとして、「申請者が、特定子会社包括輸出許可の申請をした日から起算して過去1年間に特定子会社包括許可の範囲に該当する輸出及び取引を合計5回以上行っていること。」が規定されている。

<問題10>

経済産業大臣からの通知について、下記のAからEまでのうち、下線部分について、正しい説明を組み合わせたものを一つ選びなさい。なお、AからEのうち、正しい説明は、3つある。

- A 外為令第17条第3項の仲介貿易取引規制には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定はない。
- B 一般包括輸出許可を適用できる貨物を一般包括輸出許可を使用して、輸出令別表第3の地域を仕向地として輸出する場合でも、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けることがある。
- C 貿易外省令第9条第2項第六号の外国間等技術取引には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定がある。
- D 公知の技術に関する規定である貿易外省令第9条第2項第九号には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定がある。
- E 輸出令第4条第1項第一号の積替規制には、経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知の規定がある。

- 1. A・C
- 2. A・B
- 3. B・D
- 4. C・D
- 5. C・E

<問題11>

下記のAからEまでのうち、誤っている説明を組み合わせたものを一つ選びなさい。なお、AからEのうち、誤っている説明は、3つある。

- A 東京の通信機器メーカーAは、平成22年11月1日に外為令別表の9の項に該当する高速通信技術Xについて、日本の特許庁に特許申請を行い受理された。メーカーAは、平成22年11月9日に、この高速通信技術Xについて、北京にある電機メーカーBの幹部2名に都内のホテルで、プレゼンテーションをする場合、既に特許申請を行なっているので、役務取引許可は不要である。
- B 名古屋の電機メーカーAの上席研究員甲は、開発中のリスト規制に該当する次世代のICチップの試作品ができたので、ニューヨークに2週間の予定で出張中の上司の乙取締役に、毎週業務で行っている当該チップの開発報告と技術資料（外為令別表の7の項該当技術）を電子メールで送る。この場合、役務取引許可は不要である。
- C 2日前に来日したアメリカのITメーカーAの甲技術部長は、試作した外為令別表の9の項に該当するソフト α をドイツにある子会社の乙社長に技術評価をしてもらうため、品川のホテルから電子メールで、当該ソフト α を送信する。この場合、役務取引許可は不要である。
- D 大阪のA大学院教授甲は、1年の予定でアメリカのB工科大学院に留学中の娘乙に、自作の暗号解析ソフト（外為令別表の9の項該当技術）を娘乙の研究に使用するように、USBメモリに入れて国際郵便で提供する。この場合、役務取引許可は不要である。
- E 東京のゲーム機器メーカーAは、誰でもアクセスできるWEBサイトから、無料で利用できる暗号通信のソフト α （外為令別表の9の項該当技術）をダウンロードして、当該ソフト α をそのままゲームソフトXの中に組み込んで使用している。このゲームソフトXは、暗号通信に関する以外は、外為令別表のリスト規制に該当する技術を含まないが、当該ゲームソフトXをアメリカのITメーカーに提供する場合、役務取引許可は不要である。

1. A・B
2. B・C
3. B・E
4. C・D
5. D・E

<問題12>

次ページに掲載したマトリックスを参考にして、下記のAからEまでのうち、一般包括役務取引許可に関して、正しい説明を組み合わせたものを一つ選びなさい。ただし、以下の技術の利用者は、すべて契約者とする。また、一般包括役務取引許可のいわゆる「失効等の条件」は考慮しないものとする。なお、AからEのうち、正しい説明は、3つある。

- A 東京の貿易会社Aは、ドイツのメーカーBとの契約に基づき、外為令別表の5の項（1）、貨物等省令第17条第1項第二号に該当する技術資料の受け渡し場所を上海にあるホテルにした場合、貿易会社Aは、取得している一般包括役務取引許可を使用して、当該技術資料を提供することができる。
 - B 横浜の貿易会社Aは、大韓民国のメーカーBとの契約に基づき、外為令別表の5の項（3）に該当する技術資料の受け渡し場所を北京にあるホテルにした場合、貿易会社Aは、取得している一般包括役務取引許可を使用して、当該技術資料を提供することができない。
 - C 大阪の貿易会社Aは、英国のメーカーBとの契約に基づき、外為令別表の5の項（2）、貨物等省令第17条第2項第二号に該当する技術資料の受け渡し場所をニューヨークにあるホテルにした場合、貿易会社Aは、取得している一般包括役務取引許可を使用して、当該技術資料を提供することができる。
 - D 東京の貿易会社Aの海外営業の甲は、スペインのメーカーBとの契約に基づき、外為令別表の5の項（3）に該当する技術資料をハンドキャリーで、取得している一般包括役務取引許可を使用して、スペインのメーカーBに持参する予定である。甲が、急遽、スペインへの空路の途中でイラクの日本大使館に立ち寄ったとしても、一般包括役務取引許可を使用して、当該技術資料をBに提供することができる。
 - E 横浜の化学品メーカーAは、香港のメーカーBとの契約に基づき、外為令別表の5の項（2）、貨物等省令第17条第2項第二号に該当する技術資料を都内のホテルで受け渡す場合、メーカーAは、取得している一般包括役務取引許可を使用して、当該技術資料を提供することができない。
-
- 1. A・C
 - 2. A・D
 - 3. B・C
 - 4. B・E
 - 5. D・E

【参考】包括許可要領の〔別表B〕(一般包括役務取引許可／特定包括役務取引許可マトリックス)から抜粋

※注：香港、中華人民共和国は、別記地域である。

[5の項]

提 供 地 外為令別表項番	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英國、アメリカ合衆国	別記地域
外為令別表の5の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第1項第2号に該当するもの	一般	特定
外為令別表の5の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第17条第2項第2号に該当するもの	一般	特定
外為令別表の5の項(1)又は(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	一般	一般
外為令別表の5の項(3)～(6)に掲げる技術	一般	一般

<問題13>

次の記述は、精密機械メーカーXの輸出管理部長（以下「部長」という。）と新人部員甲（以下、「甲」という。）との会話である。

部長の質問に対するAからEまでの甲の回答のうち、正しい説明の組み合わせを一つ選びなさい。なお、AからEのうち、正しい説明は、3つある。

部長：「輸出者等遵守基準」とは、どのようなものですか。

甲：A 「輸出者等遵守基準」は、外為法第55条の10に基づくもので、輸出や技術の提供を業として行う者は、平成22年4月1日以降、輸出者等遵守基準を遵守して、輸出等を行う必要があります。詳細は、「輸出者等遵守基準を定める省令」に規定されています。

部長：外為法第55条の10第1項にある「業として行う者」とは、どういう意味ですか。

甲：B 輸出や技術提供を反復継続して行う者という意味です。

部長：たとえば、当社100%子会社のY商社は、まだ輸出管理に関する内部規程がありませんが、国内取引が主であり、海外との取引は、当社の海外子会社とのみ継続的に行っており、貨物の輸出取引は、月に2、3件程度です。昨年度の輸出許可は、5件です。Y商社は、輸出者等遵守基準を遵守する必要がありますか。

甲：C Y商社は、当社の海外子会社との継続的な取引だけで月に2、3件程度ですので、「業として行う者」には、あたりません。したがって、輸出者等遵守基準を遵守する必要はありません。

部長：たとえば、当社を定年で退職した営業担当者など、個人で海外と頻繁に輸出取引を行っている場合は、輸出者等遵守基準を遵守する必要がありますか。

甲：D いいえ、輸出者等遵守基準は、法人のみを対象にしており、個人の場合は、輸出者等遵守基準を遵守する必要はありません。

部長：輸出者等遵守基準では、リスト規制に該当する貨物や技術の輸出等を業として取り扱う者とリスト規制に該当しない貨物や技術のみの輸出等を業として取り扱う者とでは、対応が異なりますか。

甲：E はい、異なります。リスト規制該当貨物や技術は、特定重要貨物等とされ、これらの輸出等を業として取り扱う者は、輸出者等遵守基準を定める省令第1条第二号に定める内容を遵守する必要があります。

1. A・C 2. A・D 3. A・E 4. B・C 5. B・D

<問題14>

大量破壊兵器キャッチオール規制の許可の要否について、法的に正しいものを一つ選びなさい。

前提条件:①輸出する貨物は、いずれもリスト規制に該当しないものとする。

②入手した資料は、いずれも下線の資料のみで、通常の商取引の範囲内で入手したものとする。

資料①	パキスタンの企業X（以下、「X」という。）の会社案内には、肥料や農薬等を製造している中堅メーカーであると記載されている。
資料②	米国の投資銀行が発行している調査レポートには、Xがオペレーションを行っているプラントは、 α と β があり、そのうち、プラント α ではパキスタン軍からの委託を受けて農薬の製造が行われていると記載されている。
資料③	Xのサイトには、プラント β の写真があり、プラント β の壁には、パキスタン軍からの表彰状と勲章が写っている。
資料④	3年前に発行された英国の大衆紙には、Xの社長の次男は、パキスタンの政府の職員で、過去に核の闇市場に関わっていたのではないかと記載されている。
資料⑤	Xの担当者は、日本のY大学理学部に留学経験があり、日本語の電子メールで「当該貨物はXがオペレーションを行っている農薬製造用のプラント α で使用され、小麦用の農薬を作るために用いられる。」と回答があった。

1. 東京の貿易会社Aは、Xから、アンモニア溶液の注文を急に受けたので、直ちに相手先を調べて、資料①・資料③・資料⑤を入手した。貿易会社Aは、当該アンモニア溶液をXに輸出する場合、輸出許可が必要である。
2. 横浜のポンプメーカーBは、Xから、ポンプの注文を急に受けたので、直ちに相手先を調べて、資料①・資料②・資料④を入手した。メーカーBは、当該ポンプをXに輸出する場合、輸出許可が必要である。
3. 大阪のバルブメーカーCは、Xから、バルブの注文を急に受けたので、直ちに相手先を調べて、資料②・資料④・資料⑤を入手した。メーカーCは、当該バルブをXに輸出する場合、輸出許可が必要である。
4. 名古屋の貿易会社Dは、Xから、貯蔵容器の注文を急に受けたので、直ちに相手先を調べて、資料④・資料⑤を入手した。貿易会社Dは、当該貯蔵容器をXに輸出する場合、輸出許可が必要である。
5. 神戸のプラントメーカーEは、Xから、多重管の注文を急に受けたので、直ちに相手先を調べて、資料①・資料③・資料④を入手した。メーカーEは、当該多重管をXに輸出する場合、輸出許可が必要である。

<問題15>

次の記述は、キャッチオール規制に関する説明であるが、法的に誤っている説明を組み合わせたものを一つ選びなさい。なお、AからEのうち、法的に誤っている説明は3つある。

前提条件：①輸出者は、東京にある貿易会社で、AからEまでの貨物は、いずれも輸出令別表第1の16の項（1）に該当することが事前に判明しているものとする。

②BからEまでの企業・大学は、外国ユーザーリストには掲載されていないものとする。

- A 英国にある企業に加速度計を輸出する際、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件を満たしても、輸出許可は不要である。
- B パキスタンにある大学に波形記憶装置を輸出する際、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件の別表行為に用いられるとしても、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件を満たさなければ輸出許可は不要である。
- C インドにある企業にジャイロスコープを輸出する際、通常兵器キャッチオール規制のインフォーム要件を満たしても、明らかガイドラインに基づくチェックを慎重に実施し、その結果、「明らかなときの除外規定」が適用できれば輸出許可は不要である。
- D 国連武器禁輸国であるリベリアにある企業にレーダーを輸出する際、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たしても、明らかガイドラインに基づくチェックを慎重に実施し、その結果、「明らかなときの除外規定」が適用できれば輸出許可は不要である。
- E 中華人民共和国にある大学に炭素繊維を輸出する際、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たしても、インフォーム要件を満たさなければ輸出許可は不要である。

- 1. A・B
- 2. A・C
- 3. B・D
- 4. C・E
- 5. D・E

<問題16>

貿易外省令第9条は、その第1項で「行為」について、第2項で「取引」について許可を要しない場合を規定している。これらの規定について、法的に正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。なお、以下は「貿易外省令第9条」は省略し、項号だけを記述するが、項号そのものの正誤を問うものではない。

- A 本邦企業の技術研究所や、大学、研究機関が有する技術を外国において提供する取引については、すべて第2項第十号の「基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引」の特例を適用できる。
- B 第2項第十二号は「貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術（プログラムや告示で除外されるものではない。）であって、当該貨物の据付、操作等必要最小限のものを買主等に提供する取引」に関する規定であるが、技術を提供する者は貨物を輸出した者でなくても、この特例を適用できる。
- C 本邦企業がリスト規制該当技術の研修を非居住者に対して実施するため役務取引許可を取得した。この非居住者が帰国時に研修資料を持ち帰る場合、第1項第二号の規定により特定記録媒体等輸出等許可は不要である。
- D 本邦企業が外為令別表の16の項に掲げる技術の非ホワイト国相互間の「外国間等技術取引」を行なおうとしていたが、経済産業大臣から当該技術が核兵器等開発等に利用されるおそれがあるとして第2項第六号ロに規定するインフォームを受けた。この場合、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可を申請する必要がある。
- E 本邦企業は外為令別表の16の項に掲げる技術を中華人民共和国の軍需企業に提供しようとしている。この場合、第2項第七号に規定する通常兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するため、特例は適用できず、役務取引許可申請が必要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題17>

輸出許可申請手続において正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。

- A 告示貨物に該当する貨物を、シンガポールの企業を需要者として輸出する場合は、通常兵器通達に従った書類と誓約書を添付書類とする必要がある。
- B 輸出令別表第1の15の項に該当する貨物を大韓民国の企業を需要者として輸出する場合、通常兵器通達に従った書類と誓約書を添付書類とする必要がある。
- C 輸出許可申請に必要な書類としての契約書には、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが運用通達で規定されている。
- D 輸出許可申請内容明細書の「チェックリスト受理番号」の欄は、輸出しようとする者が、「輸出管理内部規程の届出等について」の規定に基づく輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票が発行されている場合にのみ記載する。「チェックリスト受理番号」を記載して許可申請をすると経済産業省で「ファーストラック審査」の対象とされ、審査期間の短縮が期待できる。
- E 輸出許可の申請者は、輸出しようとする者本人が原則であり、かつ居住者であることが必要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題18>

企業・大学等の輸出管理に関し、正しいものの組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「大学等における輸出管理の強化について」という通達では、経済産業大臣が、日本のすべての大学・公的研究機関の学長・理事長宛に輸出管理の徹底を求めている。
- B 輸出管理内部規程に従い、輸出等関連の書類等を、貨物の輸出時・技術の提供時から文書の形式で適切な期間保存する必要がある。
- C 輸出等の業務の適正な実施についての監査は、客観性を保つために外部の監査機関が行うことが必要で、その結果については毎年7月の輸出者等概要・自己管理チェックリストを経済産業省に提出するときに、添付しなければならない。
- D 輸出等の業務に従事する者への教育（指導及び研修を含む。）は、階層別に、しかも業務分担に応じて適切な内容で実行することが求められており、一律な内容でなくてもよい。
- E 輸入者・需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行う。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・D
- 4. D・E
- 5. E・A

<問題19>

IからIVまでは、役務通達における用語の解釈である。文中の（A）から（D）に当てはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

- I 特定国の非居住者とは、外為法の規定及び外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年蔵国第4672号)に規定する基準に基づく自然人又は法人であって、特定国に属する(居所若しくは住所又は(A)の所在を判断の基準とする)者をいう。
- II 取引の相手方が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引における(B)が特定国であることをいう(特段の定めがなければ取引の相手方の居所、住所又は(A)の所在地が(B)であると考えられる。)。
- III 許可を受けた外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた取引の相手方とは、契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において(C)を含む。
- IV 外国において提供を受けたとは、取引の相手方に提供する技術を外国において(D)より提供を受けたことをいう(居住者の指示により、(D)から取引の相手方に対して、直接特定記録媒体の提供又は技術情報の電気通信による送信が行われる場合を含む。)。

1. (A) 主たる事務所

(B) 契約上の履行地

(C) 当該技術を利用する者

(D) 第三者

2. (A) 主たる事務所

(B) 技術の提供地

(C) 当該技術を利用する者

(D) 非居住者

3. (A) 国籍若しくは本社

(B) 契約上の履行地

(C) 当該技術の再提供を受ける者

(D) 非居住者

4. (A) 国籍若しくは本社

(B) 契約上の履行地

(C) 当該技術の再提供を受ける者

(D) 非居住者

5. (A) 納税地
(B) 技術の提供地
(C) 当該技術を利用する者
(D) 第三者

<問題20>

通常兵器キャッヂオール規制に係り、輸出令別表第3の2の地域が規定されているが、以下の3カ国の組み合わせのうち、すべて輸出令別表第3の2の地域に含まれるもの一つ選びなさい。

1. ポーランド、ハンガリー、ウクライナ
2. 北朝鮮、アフガニスタン、スーダン
3. イラン、イラク、北朝鮮
4. アフガニスタン、キューバ、シリア
5. イラク、レバノン、シリア

<問題21>

個別許可の申請先について、AからEのうち、正しい説明を組み合わせたものを一つ選びなさい。なお、AからEのうち、正しい説明は3つある。

- A 輸出令別表第1の15の項に該当する貨物を輸出令別表第3の地域向けに輸出する場合、輸出許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局である。
- B 輸出令別表第1の14の項に該当する貨物を輸出令別表第3の地域向けに輸出する場合、輸出許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局である。
- C 輸出令別表第1の5から15の項に該当する貨物を輸出令別表第4の地域又はアフガニスタン向けに輸出する場合、輸出許可の申請先は、本省の安全保障貿易審査課である。
- D 外為令別表の15の項に該当する技術を輸出令別表第3の地域において当該地域の非居住者（取引の相手方、かつ、利用する者でもある）に提供する場合、役務取引許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局である。
- E 外為令別表の14の項に該当する技術を輸出令別表第3の地域において当該地域の非居住者（取引の相手方、かつ、利用する者でもある）に提供する場合、役務取引許可の申請先は、本省の安全保障貿易審査課である。

1. A・D
2. B・C
3. B・D
4. C・E
5. E・A

<問題22>

輸出者等遵守基準を定める省令で輸出者等の義務とされているものを一つ選びなさい。なお、想定する輸出者等は、法人であり、個別許可申請又は包括許可を適用した輸出等が継続的にあるものとする。

1. 関係会社に安全保障輸出管理に関する指導をすること。
2. 輸出等の業務に関する文書等を適切な期間保存すること。
3. 統括責任者及び該非確認責任者を選任すること。
4. 従業員に対し、輸出等に係る研修を行なうこと。
5. 関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに統括責任者に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

<問題23>

米国輸出管理規則(EAR)のPart 744で規定されている「エンドユーザ規制及びエンドユース規制」に関する記述として、誤っているものを組み合わせたものを一つ選びなさい。なお、AからEのうち、誤っているものは3つある。

- A Entity Listに掲載されている企業・機関向けにEntity Listで規定されている品目を輸出又は再輸出する場合には、BISの許可を受けなければならぬが、国内移転は規制の対象となっていない。
- B ロケットシステム及び無人航空機の設計、開発、製造又は使用に用いられる事を知った場合でも、到達距離が300km未満の場合には、エンドユース規制の対象とはならない。
- C 大量破壊兵器拡散者(NPWMD)及びその支援者に指定され、資産が凍結されている個人・企業・機関向けにEAR規制対象品目を再輸出する場合には、BISの許可を受けなければならない。
- D Part 744のSupplement No. 3で規定されている国向けに再輸出する場合には、核関連のエンドユース規制の対象とはならない。
- E リスト外規制品(EAR99)に該当するEAR規制対象品目を中国向けに再輸出する場合であって、当該品目が武器品目に組み込まれることを知った場合には、BISの許可を受けなければならない。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. C・E
5. D・E

<問題24>

米国輸出管理規則(EAR)に基づく技術又はソフトウェアの輸出・再輸出に関する記述として、正しいものを一つ選びなさい。

1. 米国で修得した個人的な知識又は技術的経験を米国外で適用することは、技術の輸出とは見なされていない。
2. 平成22年12月号として出版される予定の学会誌に投稿する原稿(米国原産の材料技術を含む)は、平成22年11月9日の現時点で出版済ではないため、公知の技術として、EARの規制対象から除外することはできない。
3. ブラジル(B国群。D:1国群ではない。)の非政府系エンドユーザ向けにECCN 5E002で規制されている暗号技術を輸出する場合には、許可例外ENCが適用できないため、必ず個別許可を取得する必要がある。
4. 米国原産品目に該当するソフトウェア(オブジェクトコード)を、日本企業の中国籍従業員に使用させることは、当該ソフトウェアの見なし再輸出に該当するため、米政府の許可が必要となる場合がある。
5. 暗号以外の技術及びソースコードの米国内における外国籍者への提供は見なし輸出となるが、暗号技術及び暗号ソースコードの米国内における外国籍者への提供は見なし輸出に該当しない。

※問題24は、当初、正解を5と発表いたしましたが、誤りであることが判明いたしましたので、全受験者に1点配点いたしました。

<問題25>

米国輸出管理規則（E A R）に基づく再輸出規制に関し、以下の記述の中で、誤っているものをすべて列挙したものを一つ選びなさい。

- A 米国原產品目を組み込んだ製品全体の価格に対して、組み込まれた米国製部品の価格比次第では、その製品がE A R規制対象となるが、ソフトウェア（E C C N 5 D 0 0 2に分類される）がバンドルされた機器については、その機器とソフトウェアの価格比で組込み比率を計算し、E A R規制対象か判断する。
 - B 米国から導入した技術に基づいて製造された直接製品に該当する半導体を、価格比率で45%組み込んで、日本において電子機器を製造した（この半導体以外には米国原產品目はないことが判明している）。この機器を日本から輸出する場合には、組込み品としてE A Rの規制を受けることになる。
 - C 米国から許可例外T S Rを適用して入手した技術を基に直接的に製造した機器のE C C Nが5 A 9 9 1であった。その機器を中国に輸出する場合には許可申請が必要である。
 - D 直接製品である通信機器を、C C Lに従い判定したところ規制理由N S 1にあたることが判明した。この機器をブラジル（B国群。D：1国群ではない。）へ輸出しようとしているが、Commerce Country Chartを見るとN S 1に×がある。したがって、B I Sから許可取得が必要と判断した。
 - E 米国原産部品とソフトウェアを搭載した機器について、貨物の価格比率とソフトウェアの価格比率を個別に計算したところ、ともに3%にも達しなかつた。したがって、米国原產品組込み品ではあるがE A R規制対象品とはならないと判断した。また、米国商務省に組込比率の計算結果及び根拠なども報告していない。
-
1. A・B・D
 2. B・C・D・E
 3. C・D・E
 4. A・B・C・D
 5. A・B・C・D・E

<問題26>

次の中から正しい説明を二つ選びなさい。

1. 一般包括輸出許可が適用できる貨物であっても、少額特例（輸出令第4条第1項第五号）が適用できない貨物もある。
2. 国連安保理の武器禁輸国は、一般包括許可（貨物・役務共）は適用できない。
3. 一般包括役務取引許可を適用できない役務取引許可の申請窓口は経済産業省安全保障貿易審査課である。
4. 一般包括許可（貨物・役務共）を適用する場合は、許可証の原本を税関に提示しなければならない。
5. 少額特例（輸出令第4条第1項第五号）を適用する場合は、外貨のときは日本銀行が公表する「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場（半年レート）」により邦貨（円）に換算し、少額特例の適用可否を判断する。

<問題27>

輸出令第4条第1項の規定に基づく「特例」の適用を受け、輸出許可不要となるものはどれか。次のなかからすべて選びなさい。

1. アメリカ合衆国にあるメーカーAから分析・評価のために無償で一時的に輸入した輸出令別表第1の3の項(2)11に該当する空気中の物質を検知する装置(ガス検知器)を、東京のメーカーBが分析・評価完了後、メーカーAに返送のために無償で輸出する。なお、当該ガス検知器は輸入時から性能、特性は向上していないものとする。
2. 大阪のメーカーAが、外為法第48条第1項の許可を受けてインドネシアのメーカーBに輸出した輸出令別表第1の3の項(2)7に該当する弁を、メーカーAの大阪工場において修理するために無償で輸入し、修理完了後、当該貨物の本邦への輸出者であるメーカーBに無償で再輸出する。なお、修理した弁は本邦から当初輸出したときの仕様から変更はなく、当該修理は有償で行われるものとする。
3. 福岡のメーカーAは、シンガポールから輸入した輸出令別表第1の3の項(2)3に該当する熱交換器を、性能上不具合があることからシンガポールにおいて修理を行うために無償で輸出する。なお、当該熱交換器は輸入時から性能、特性は向上していないものとし、修理完了後はメーカーAが本邦に再輸入するものとする。
4. 他の貨物を運搬するために使用される貨物として、マレーシアから無償で輸入した輸出令別表第1の3の項(2)2に該当する貯蔵容器(空容器)であって、輸入した後本邦において内容物を当該空容器に充填し、返送のために無償で輸出する。なお、この設問においては内容物に関しては該非等を含め一切考慮しないものとする。
5. 外為法第48条第1項の許可を受けてタイのメーカーAに輸出した輸出令別表第1の3の項(2)1に該当する反応器を、本邦において修理するために無償で輸入し、修理完了後、当該貨物の本邦への輸出者であるメーカーAに無償で再輸出する。なお、修理した反応器は本邦から当初輸出したときの仕様から変更はなく、当該修理は無償で行われるものとする。

<問題28>

取引審査時における特例の適用又は許可の適用・申請に関する検討に係る説明で適切なものはどれか。次のなかから二つ選びなさい。下記の1から4までの引合いは、受注後それぞれ一契約に基づき輸出が履行されるものとする。

1. タイを仕向地とする輸出令別表第1の5の項（1）に該当するふつ素化合物の製品（価格：U.S.\$10,000）（告示貨物ではない）の引合いを受けた。審査の結果、問題点は認められず、併せて、キャッチオール規制の規制要件にも該当しないことが確認された。については、受注後、契約締結日の属する期間の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場で換算し、総価額が100万円以下であれば、少額特例を適用することとする。
2. シンガポールを仕向地とする輸出令別表第1の14の項（2）に該当する火薬又は爆薬の主成分となる物質（価格：4万円）の引合いを受けた。当該貨物は少額特例の適用対象外貨物であり、同特例は使えない。一方、審査の結果、問題点は認められず、併せて、一般包括輸出許可のいわゆる「失効等の条件」にも当たらないことが確認された。については、一般包括輸出許可を使用することとする。
3. リビアを仕向地とする輸出令別表第1の15の項（2）に該当する電波吸収材（価格：3万円）の引合いを受けた。リビアは少額特例の適用対象外地域であり、かつ、一般包括輸出許可の適用対象外地域でもある。については、総合的見地から受注可否判断を行った後、受注する場合にあっては、受注後、直ちに個別輸出許可申請を行うこととする。
4. 中華人民共和国を仕向地とする輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路（価格：200万円）（告示貨物ではない）の引合いを受けた。当該貨物は少額特例の適用総価額を超えるため、同特例はそもそも使えない。また、貨物と仕向地との組合せからみれば、一般包括輸出許可の範囲ではあるものの、引合主（需要者でもある）が外国ユーザーリストに掲載されていることが確認された。一方、当該貨物はオフィス用複合機に用いられるとの連絡を引合主から受けている。については、用途の詳細確認と明らかガイドラインに基づくチェックを実施し、総合的見地からの受注可否判断と併せ、いわゆる「明らかなときの除外規定」に当たるか否かを精査、一般包括輸出許可の適用可否を慎重に判断することとする。
5. 輸出令別表第1の3の項（2）9に該当する新製品のポンプをアメリカ合衆国で開催される展示会に出品するために無償で輸出する予定である。当該貨物は展示会終了後、直ちに本邦へ無償で積み戻されることになっている。については、輸出令第4条第1項第二号へ（無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物に係る特例）を適用することとする。

<問題29>

大量破壊兵器キャッチオール規制に関する説明で正しいものはどれか。次の
中からすべて選びなさい。

1. イランの核開発疑惑に関する海外のドキュメンタリー番組を深夜に自宅で
見ていたら、現在、引き合いを受けているイランの商社Aの社長が、イラン
の核施設を見学している映像が映った。この商社Aから、現在、リスト規制
に該当しない遠心分離機2台の引き合いを受け、その用途が、お菓子の余分
な油を取る目的であると連絡を受けていたとしても、遠心分離機は、改造を
すれば、ウランの濃縮にも使える可能性がある。したがって、本案件は「客
観要件」に該当し、注文を受けた場合は、輸出許可申請が必要である。
2. 「客観要件」のうち、「用途要件」とは、貨物の用途が「核兵器等の開発等」
である場合のみを指す。
3. 「客観要件」は、貨物については核兵器等開発等省令で、技術については、
核兵器等開発等告示で定められている。
4. 軍関係者が行う宇宙ロケットの開発に利用されるおそれがある技術提供は、
技術情報の電気通信による送信を介さない口頭による提供方法であっても
「客観要件」の対象になる。
5. 貨物の輸出に関する大量破壊兵器キャッチオール規制の規制要件では、核
兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置
又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であって
その射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のものの開発等のた
めに用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるときをその
対象の一つとしている。

<問題30>

以下の輸出取引案件に対する取引審査・対応について、適切なものを二つ選びなさい。

1. 輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として、一般包括輸出許可を使用して輸出する案件がある。相手先（需要者でもある）に係り、入手した海外調査機関の報告書には当該需要者が核兵器等の開発等を行っているとの記載が認められた。この場合は、明らかガイドラインをチェックするなどして、「明らかなときの除外規定」が適用できるか否かを慎重に確認する。
2. 輸出令別表第1の16の項に該当する電子機器を輸出する際に、東南アジアにある注文主から入手した輸送ルートについての指示書で、仕向地を中華人民共和国、かつ、荷受人を同国の外国ユーザーリストに掲載されている企業（需要者でもある）と指定してきた場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当しないか、明らかガイドラインをチェックするなどして「明らかなときの除外規定」が適用できるか否かを慎重に確認する必要がある。
3. 中華人民共和国の企業Aから、輸出令別表第1の16の項に該当するプリプレグ製造装置（懸念貨物例の懸念用途は、ミサイル）の引き合いを受けた。企業Aの企業名の漢字表記は、旧漢字の違いはあるものの外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業名（懸念区分は、ミサイル）と一致したが、英文表記が、1カ所だけCorporationではなく、Companyであったので、企業Aは、外国ユーザーリスト掲載企業ではないと自主判断し、輸出することにした。
4. 輸出令別表第1の11の項（2）に該当するジャイロスコープをアイルランドに輸出する取引で需要者から入手した文書に、無人航空機（航続距離300キロメートル以上）に搭載する旨記載されていた場合であっても、一般包括輸出許可の条件には反しないので同許可証を使用して輸出することができる。
5. 東京の貿易会社Aの海外営業部の甲課長は、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの企業Bから、輸出令別表第1の16の項に該当するロータリーエンコーダ（懸念貨物例の懸念用途は、ミサイル）の引き合いを受けた。需要者については企業Bであることが確認できたが、用途については何度尋ねても回答がなかった。この場合は用途が不明であることから、用途要件に該当するとは言えず、輸出許可は不要であるが、核兵器等の開発等に用いられる可能性は否定できないので、取引審査の最終判断権者に判断を仰ぐなど慎重な対応が求められる。

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
輸出規則	輸出貿易管理規則
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
輸出者等遵守基準	輸出者等遵守基準を定める省令
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
暗号特例告示	輸出貿易管理令第4条第1項第六号の規定に基づき、貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定める貨物
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合

使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
技術仲介おそれ告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第六号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
大量破壊兵器通達	大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について
核兵器等補完規制通達	大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）
通常兵器補完規制通達	通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について（お知らせ）
通常兵器通達	通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について
添付書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請書に伴う添付書類等について（お知らせ）
包括許可要領	包括許可取扱要領
包括許可運用	包括許可について（運用のための輸出注意事項）
包括許可手続	包括許可の手続等について（お知らせ）
事前相談手続	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）

大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。 平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という大臣通達が出され、企業における輸出管理の徹底を求めている。
リスト規制	輸出令別表第1の1から15の項、外為令別表の1から15の項で規制されている貨物及び技術をいう。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。

	リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。 例：通常兵器補完的輸出規制
明らかガイドライン	『輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン』のこと。
懸念貨物例	「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例について」のこと。リスト規制対象品以外の貨物の中で、特に大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれの強い貨物として40品目がある。

**平成 22 年度
安全保障輸出管理実務能力認定試験
(STC Expert / STC Legal Expert)
試験問題（法令編）**